



## 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた 農林漁業者等の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、  
心よりお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫農林水産事業では、同感染症の発生により影響を受けた  
農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、次のとおり対応して  
おりますのでお知らせいたします。

具体的な対応	内容
相談窓口の開設	令和2年1月29日より、日本政策金融公庫農林水産事業に「相談窓口」を開設し、ご融資やご返済等に関する経営相談に対応しています。 ※相談窓口を設置している本支店は、裏面のとおり。
農林漁業セーフティネット資金 (社会的または経済的環境の変化により経営状況の悪化している場合等に利用できる融資制度)	○対象者: 農林漁業者 ○貸付限度額: 一般 600万円 特認 年間経営費等の6/12以内 (簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合) ○金利: 0.10% (令和2年2月20日現在)

※上記資金をご利用いただくための詳細な要件については、お問い合わせください。

【お問い合わせ】  
日本政策金融公庫 松山支店 農林水産事業  
TEL: 089-933-3371  
担当: 吉川、村上

【日本政策金融公庫 本支店一覧】

支店名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階	011-251-1261	011-221-0434
帯広支店	080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階	0155-27-4011	0155-27-4014
北見支店	090-0036	北見市幸町1-2-22 2階	0157-61-8212	0157-61-8215
青森支店	030-0861	青森市長島1-5-1 AQUA青森長島ビル3階	017-777-4211	017-777-3518
盛岡支店	020-0024	盛岡市菜園2-7-21 4階	019-653-5121	019-654-5263
仙台支店	980-8454	仙台市青葉区中央 1-6-35 東京建物仙台ビル11階	022-221-2331	022-263-4609
秋田支店	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング4階	018-833-8247	018-835-8309
山形支店	990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3階	023-625-6135	023-625-6139
福島支店	960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル3階	024-521-3328	024-521-3385
水戸支店	310-0021	水戸市南町3-3-55 5階	029-232-3623	029-232-3627
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町1-31 5階	028-636-3901	028-636-3912
前橋支店	371-0023	前橋市本町1-6-19 5階	027-243-6061	027-243-6065
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル6階	048-645-5421	048-645-5105
千葉支店	260-0028	千葉市中央区新町1000 センシティタワー14階	043-238-8501	043-238-8506
東京支店	100-0004	千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー2階	03-3270-9791	03-3270-9248
横浜支店	231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2 3階	045-641-1841	045-641-1891
新潟支店	950-0088	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル3階	025-240-8511	025-246-8553
富山支店	930-0004	富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル2階	076-441-8411	076-441-8414
金沢支店	920-0919	金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471	076-223-1267
福井支店	918-8004	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6階	0776-33-2385	0776-33-2387
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内2-26-2 2階	055-228-2182	055-228-2188
長野支店	380-0816	長野市三輪田町1291 3階	026-233-2152	026-233-2147
岐阜支店	500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37 西棟3階	058-264-4855	058-264-5114
静岡支店	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル6階	054-205-6070	054-221-0780
名古屋支店	450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階	052-582-0741	052-583-0782
津支店	514-0021	津市万町津133 3階	059-229-5750	059-229-5760
大津支店	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル4階	077-525-7195	077-525-7270
京都支店	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鋒町101 アーバンネット四条烏丸ビル4階	075-221-2147	075-255-0864
大阪支店	530-0057	大阪市北区曾根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750	06-6131-0755
神戸支店	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル11階	078-362-8451	078-362-8454
奈良支店	630-8115	奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービルディング5階	0742-32-2270	0742-32-2273
和歌山支店	640-8158	和歌山市十二番丁58 2階	073-423-0644	073-423-0647
鳥取支店	680-0833	鳥取市末広温泉町723 鳥取県JA会館6階	0857-20-2151	0857-20-2181
松江支店	690-0887	松江市殿町111 松江センチュリービル7階	0852-26-1133	0852-24-5334
岡山支店	700-0904	岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル9階	086-232-3611	086-233-7220
広島支店	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階	082-249-9152	082-249-9102
山口支店	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口4階	083-922-2140	083-922-2142
徳島支店	770-0856	徳島市中洲町1-58 3階	088-656-6880	088-656-6883
高松支店	760-0023	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階	087-851-2880	087-822-7350
松山支店	790-0003	松山市三番町6-7-3 5階	089-933-3371	089-933-2950
高知支店	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア3階	088-825-1091	088-825-1096
福岡支店	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-21-12 7階	092-451-1780	092-451-1818
佐賀支店	840-0816	佐賀市駅南本町4-21 5階	0952-27-4120	0952-27-4125
長崎支店	850-0057	長崎市大黒町10-4 4階	095-824-6221	095-827-5185
熊本支店	860-0801	熊本市中央区安政町4-22 4階	096-353-3104	096-322-8654
大分支店	870-0034	大分市都町2-1-12 5階	097-532-8491	097-532-8484
宮崎支店	880-0805	宮崎市橘通東3-6-30 4階	0985-29-6811	0985-28-3387
鹿児島支店	892-0821	鹿児島市名山町1-26 3階	099-805-0511	099-226-5155
本店	100-0004	千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー	0120-926478	-

# 農林漁業 セーフティネット資金(農業)

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

## ご利用いただける方

- 1 認定農業者 農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
- 2 認定新規就農者 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
- 3 主業農業者 (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の方  
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人
- 4 集落営農組織

## ご利用いただける要件

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかに該当する場合にご利用いただけます。

### 災害

災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた。

### 行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

### 社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ① 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。
- ② 最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化していること。
- ③ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
- ④ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
- ⑤ 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上であること。
- ⑥ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
- ⑦ 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る)。
- ⑧ 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑨ 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

## ご融資条件

資金の使いみち：長期運転資金

融資期間：10年以内(うち据置期間3年以内)

融資限度額：一般 600万円

特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

金利： . % (融資期間 年 の場合、 年 月 日現在)

※ 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

## ご融資事例

次のような場合に農林漁業セーフティネット資金をご利用いただいています。

経営継続のための資金繰りをサポート（ご融資先：酪農を営むAさん）

ご融資前	搾乳牛50頭規模の酪農を営むAさんは、飼料価格の高騰と乳価の低迷の影響を受けて、運転資金が不足する状態となった。 この結果、初妊牛購入のための運転資金が確保できず、搾乳頭数の減少により経営規模が縮小し、今年の農業粗収益は3,600万円と前年から400万円の減少となった。
ご融資後	Aさんは、農林漁業セーフティネット資金300万円を借り入れし、初妊牛の購入にあて、経営規模を回復した。 なお、この300万円の返済期間は5年間と長期であり、当面の資金繰りの安定が図られる見込みである。

災害による経営の立て直しを支援（ご融資先：施設野菜を営むB社）

ご融資前	施設野菜を営むB社は、昨年の秋の台風で、一部ビニールハウスが倒壊する被害を受けた。 B社はハウスマトの周年出荷を行っており、販売先への継続出荷のためにも、ビニールハウスの早期修復が不可欠であった。
ご融資後	B社はビニールハウスの修繕を早期に実施したものの、これにより肥料の購入等に充てるための運転資金が不足。農林漁業セーフティネット資金の特認限度額を利用し、年間経営費の12分の3となる1,000万円を借り入れた(※)。 この結果、B社の資金繰りは安定。販売先への継続出荷を滞りなく行うことができたため、今期も前期並の売上が確保できる見込みである。

※ 災害を原因として農林漁業セーフティネット資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要です。

## ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら

